
市営駐輪・駐車場運営管理 主体の変更に関する説明会

逗子市 環境都市部 環境都市課



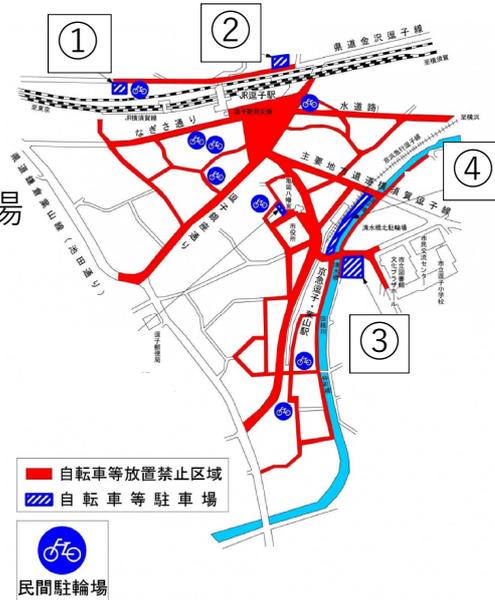
本日の説明項目

1. 市営駐輪・駐車場の現状について
2. 市営駐輪・駐車場運営管理主体の変更について
3. 今後のスケジュールについて

1. 市営駐輪・駐車場の現状について

市営駐輪場

- ① J R 逗子駅西駐輪場
- ② J R 逗子駅東駐輪場
- ③ 清水橋南駐輪・駐車場
- ④ 清水橋北駐輪場



1. 市営駐輪・駐車場の現状について

① J R 逗子駅西駐輪場（平成5年度建設）

自転車：613台 バイク：380台



課題

- 建築物の老朽化
- 駐輪施設の老朽化
- 機械化
- キャッシュレス化

1. 市営駐輪・駐車場の現状について

② J R 逗子駅東駐輪場
自転車：323台 バイク：79台



課題

- 駐輪施設の老朽化
- キャッシュレス化

1. 市営駐輪・駐車場の現状について

③ 清水橋南駐輪・駐車場（平成4年度建設）
自転車 338台 バイク 559台 車 72台



課題

- 建築物の老朽化
- 駐輪施設の老朽化
- 機械化
- キャッシュレス化

1. 市営駐輪・駐車場の現状について

④清水橋北駐輪場

自転車 180台 バイク 140台



課題

- 施設の老朽化
- 機械化
- キャッシュレス化

1. 市営駐輪・駐車場の現状について

令和2年3月以降
新型コロナウイルス感染症感染拡大

在宅勤務やテレワーク等の普及
により駐輪場利用者減少



駐輪場収入減 (感染拡大前と比較 約25%減)
駐輪場運営赤字

2. 市営駐輪場の運営管理主体の変更について

課題まとめ

- ・ 駐輪場施設の老朽化対策が急務
- ・ 機械化が必要
- ・ キャッシュレス化対応が必要
- ・ コロナウイルス感染症感染拡大の影響により駐輪場収入が減り赤字であるため対策が必要



**協定を締結し運営管理主体を
公益財団法人自転車駐車場整備センターに変更**

2. 市営駐輪場の運営管理主体の変更について

公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「整備センター」）とは

- ・ 自転車利用者の利便の増進及び道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車駐車場の整備に関する事業等を行い、地域社会の健全な発展に資することを目的とした唯一の公益財団法人
- ・ 令和元年度末までに建設した自転車等駐車場は1,362箇所
収容台数約81万9千台
- ・ 令和2年4月現在、管理している自転車等駐車場は、724
箇所44万7千台(直営管理：688箇所41万9千台、指定・受託管理：37箇所2万8千台)

2. 市営駐輪場の運営管理主体の変更について

協定の主旨

公益財団法人自転車駐車場整備センターが駐輪・駐車場収入を資本とし、駐輪・駐車場の運営管理と必要な改修工事等を行うもの

協定内容

- ・協定期間約22.5年
- ・施設の老朽化対策及びリニューアル工事
- ・施設内照明のLED化
- ・駐輪場の機械化及びキャッシュレス化

* タワーパーキングの改修工事については市で実施

2. 市営駐輪場の運営管理主体の変更について

市のメリット

- ・老朽化対策、機械化、キャッシュレス化及び照明LED化の費用が不要
- ・運営管理主体が変わることで市の事務負担削減
- ・駐輪場の機械化・キャッシュレス化により新型コロナウイルス感染症対策になる
- ・駐輪場使用が更に減り、収入が減少しても負担がない。

市のデメリット

- ・駐輪場収入が増えても市に直接利益が享受されない

2. 市営駐輪場の運営管理主体の変更について

駐輪場利用者のメリット

- ・ 駐輪場施設がリニューアルされ綺麗になる
- ・ 照明がLED化され明るくなる
- ・ 駐輪施設が機械化され使いやすくなる
- ・ キャッシュレス化され支払いが簡単になる
- ・ 駐輪・駐車場利用者負担（利用料）は現在と変わらない

駐輪場利用者のデメリット

- ・ 新たな機器の設置（整備により）収容台数の微減の可能性がある

3. 今後の予定

- ・ パブリックコメント（意見募集）
令和4年3月22日から4月20日まで
- * 協定締結には市営駐車場条例の廃止が必要です。
また、運営管理者の変更に伴い令和4年10月1日以降定期利用者は契約の更新が必要です。
定期利用者の負担を軽減するため、条例改正により令和4年7月1日以降9月末日を満期とする契約のみ日単位での定期契約が可能となります。
以上の条例改正及び廃止のため市民参加手続きを行います。
- ・ 令和4年10月1日～運営管理主体の変更（予定）
- ・ 各施設の工事 運営管理主体の変更後順次